

第六十六号議案

東京都立公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都立公園条例の一部を改正する条例

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。  
別表第三 二の項中「七百六十七万四千四百円」を「七百六十六万五千九百円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都立公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の上限額を改定する必要がある。